

京都市告示第 6 8 2 号

京都市国民健康保険条例第 1 4 条第 1 項、第 1 4 条の 7 第 1 項及び第 1 5 条第 1 項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用します。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

1 第 1 4 条第 1 項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- (1) 所得割 1 0 0 分の 8 . 6 7
- (2) 被保険者均等割 2 5 , 8 1 0 円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 1 8 , 1 2 0 円
 - イ 第 1 4 条第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 9 , 0 6 0 円
 - ウ 第 1 4 条第 1 項第 3 号に規定する特定継続世帯 1 3 , 5 9 0 円

2 第 1 4 条の 7 第 1 項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 7 1
- (2) 被保険者均等割 8 , 1 6 0 円
- (3) 世帯別平等割
 - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 5 , 7 3 0 円
 - イ 第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 2 , 8 7 0 円
 - ウ 第 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定継続世帯 4 , 3 0 0 円

3 第 1 5 条第 1 項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 5 3
- (2) 被保険者均等割 9 , 1 2 0 円
- (3) 世帯別平等割 4 , 8 1 0 円

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)